

**令和8年度A I活用推進支援業務委託
業者選定基準**

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
 (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目	評価者	評価方法
① 基本項目	事務局	提案書
② 企画提案内容	各審査委員	提案書及びプレゼンテーション
③ 価格評価	事務局	計算式により評価点を算出

- (3) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件など詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	審査の視点	配点
(1) 基本項目 (16点)	実施体制・スケジュール	円滑な業務運営を実現するための組織体制が整っており、かつ業務スケジュールが現実的で妥当なものとなっているか。	3点
	実績	過去に民間企業又は地方公共団体に対するA I導入やA I戦略方針策定等の支援業務の受託実績があるなど、A I分野における専門的な知見と実績を有していることが確認できるか。	5点
		民間企業や地方公共団体に対するA I分野の支援や関連する活動が、第三者機関による表彰やメディア掲載等を通じて評価等を受けるなど、社会的な波及効果をもたらしたことが確認できるか。	5点
	社会的取組等	静岡県公契約条例の基本理念等(※)に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」、「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。	3点
(2) 企画提案内容 (70点)	企画力	本業務の目的を深く理解し、その達成に向けた具体的な取組や手法が提案されているか。	15点
	実施内容	学術研究機関との強固な連携が構築され、それに基づく効果的な支援が期待できるか。	15点
		A Iに関する政府・海外の最新動向や先進自治体の取組を網羅的に把握するとともに、学術研究機関との連携等を通じて得られる最新のA I技術の知見を踏まえ、県幹部や事務局へ適切	15点

		かつ効果的な情報提供・助言を行う具体的な計画が示されているか。	
		過去のA I 導入等に関する支援実績を踏まえ、「A I 導入基本方針(仮称)」の骨子案及び公表直前案に対し、専門的な見地からの的確な助言を行うための具体的な提案が示されているか。	15 点
		幹部職員向けA I 用講演会の開催について、実施効果が十分に期待できるような提案となっているか(講演テーマ、講師の専門性、運営方法など)。	10 点
(3)	価格評価 (10 点)	評価点=10 点×(1-見積額÷提案上限額)	10 点
計			96 点

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例(令和3年3月26日静岡県条例第25号)第3条(基本理念)及び第6条(取組方針)等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

3 配点

(1) 配点が5点の項目の評価点は以下のとおりとする。

また、配点が10点の項目は以下の評価点を2倍換算し、配点が15点の項目は以下の評価点を3倍換算する。

評価点	採点基準
5	特に優れている(委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる。)
4	優れている(委託の趣旨以上の効果が期待できる。)
3	普通(委託の趣旨に合致している。)
2	劣る(委託の趣旨を一部満たしていない。)
1	著しく劣る(委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない。)

(2) 配点が3点の項目の評価点は以下のとおりとする。

評価点	採点基準
3	優れている(委託の趣旨以上の効果が期待できる。)
2	普通(委託の趣旨に合致している。)
1	劣る(委託の趣旨を一部満たしていない。)